

2014年11月20日 全11頁

法律・制度 Monthly Review 2014. 10

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、大口信用供与等規制の見直しに係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正が公布されたこと（22日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目 次 ▶

○10月の法律・制度レポート一覧	2
○10月の法律・制度に関する主な出来事	3
○11月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
金融庁、金融所得課税一体化を要望	6
○レポート要約集	8
○10月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○10月のウェブ掲載コンテンツ	11

◇10月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	大口信用供与等規制の細則の見直し(案)② ～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案】 「信用供与等」の範囲と額～	鈴木 利光	金融制度	12
3日	大口信用供与等規制の細則の見直し(案)③ ～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案】 受信側グループの合算範囲～	鈴木 利光	金融制度	6
14日	法律・制度 Monthly Review 2014.9 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	11
	バーゼルⅢの初歩 第9回 バーゼルⅢでは、自己資本の質はどのように向上している？	鈴木 利光	金融制度	2
15日	プレ・ヒアリング、待機期間など 証券発行手続の緩和に関する改正 ～2014年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	11
16日	バーゼルⅢへの対応状況(2013年末時点) ～モニタリング結果の公表(第6回) ：内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	13
20日	バーゼルⅢの初歩 第10回 バーゼルⅢでは、自己資本の水準はどのように引き上げられている？	鈴木 利光	金融制度	2
23日	金融庁、金融所得課税一体化を要望 ～平成27年度税制改正要望②－ 金融庁(NISA関連以外)～	是枝 俊悟	税制	12
24日	法律・制度のミニ知識 約款(定型約款)の議論を探る ～民法改正要綱仮案で保留とされた約款関係～	堀内 勇世	その他法律	11
27日	バーゼルⅢの初歩 第11回 「資本保全バッファ」とは？	鈴木 利光	金融制度	2

◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本取引所自主規制法人、「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」を公表。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「証券市場のリスク・アウトルック 2014-2015」を公表。 ◇英国、共済組合（mutual society）の持分をリテール投資家に販売する際に CoCos を配分することを制限するルールが施行（29日に、英国 FCA は、この暫定ルールの恒久化を提案）。
3日	<ul style="list-style-type: none"> ◇OTC デリバティブズ・アセスメント・チーム、「OTC デリバティブの規制改革：中央清算を行うインセンティブの評価」を公表。
6日	<ul style="list-style-type: none"> ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し（市中協議文書）」及び「『健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則』の実施状況に関するピア・レビュー結果」を公表（市中協議文書については、2015年1月6日まで意見募集）。 ◇政府税制調査会、第4回基礎問題小委員会を開催。「働き方の選択に対して中立的な税制」の検討開始。
7日	<ul style="list-style-type: none"> ◇バーゼル委、「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みへのよくある質問（FAQ）」を公表。
9日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の第1回会合が開かれる。座長は岩原紳作・早稲田大学大学院法務研究科教授。 ◇経済産業省に「企業情報開示検討分科会」が設置され第1回会合が開かれる。座長は伊藤邦雄・一橋大学大学院商学研究科教授。
10日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」の第1回会合が開かれる。座長は神田秀樹・東京大学大学院法学政治学研究科教授。 ◇バーゼル委、「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」を公表（2015年1月9日まで意見募集）。 ◇IOSCO、市中協議文書「CIS 資産管理に関する原則」を公表（12月10日まで意見募集）。CISは集団投資スキーム。 ◇「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」の第1回会合が開かれる。座長は伊藤元重・東京大学大学院経済学研究科教授。 ◇金融庁、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」を改正し、同日適用。信用保証協会のガバナンス強化に係る改正。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融安定理事会（FSB）、「国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）の取組みを歓迎するプレスリリース」を公表。
14日	<ul style="list-style-type: none"> ◇FSB、報告書「シャドーバンキングの監視と規制の強化：清算集中されない証券貸借取引に関するヘアカット規制の枠組み」を公表。 ◇企業会計基準委員会（ASBJ）と米国財務会計基準審議会（FASB）、代表者による定期会合を開催（15日まで）。
15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇経済産業省に「株主総会のあり方検討分科会」が設置され、第1回会合が開かれる。座長は、尾崎安央・早稲田大学法学学術院教授。 ◇国際決済銀行決済・市場インフラ委員会（BIS/CPMI）・IOSCO 代表理事会、最終報告書「金融市場インフラの再建」を公表。 ◇FSB、「『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』の情報共有及びセクター別ガイダンスに関する付属文書」を公表。
16日	<ul style="list-style-type: none"> ◇FSB、「システム上重要な保険会社の再建・破綻処理計画：クリティカルなファンクションや共有サービスを特定するためのガイダンスノート（市中協議文書）」を公表（12月15日まで意見募集）。

16日	◇米国 SEC、HFT 業者に終値の操作を目的とした取引を行ったとして制裁金を科した旨を公表。
17日	◇FSB、「危機管理グループ (CMG) に参加していないホスト当局との情報共有・協調のあり方に関するガイダンスノート (市中協議文書)」を公表 (12月15日まで意見募集)。
22日	◇大口信用供与等規制の見直しに係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正が公布。12月1日施行。 ◇米国 SEC、ドッド=フランク法に定める証券化のクレジットリテンションに関する最終規則を公表。
23日	◇「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布。役員の男女別人数・女性比率の開示を義務付ける。2015年3月31日以後終了事業年度に係る有価証券報告書等より施行。 ◇保険監督者国際機構 (IAIS)、「グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) に適用する基礎的資本要件」の最終文書を公表。
24日	◇「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」が国会提出。不当表示を対象とする課徴金制度を導入する案。 ◇OECD の税務長官会議、税務当局間の協力のための戦略とそのための国際的基盤構築、自動的な情報交換の新基準実施、相互協議手続の実施状況の改善に取り組むことに合意。
27日	◇金融庁、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案を公表。他社株 TOB における手続の簡素化、大量保有報告書等における個人株主の住所・生年月日等の開示省略などの案 (11月27日まで意見募集)。 ◇経産省・東証、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業を「健康経営銘柄」として選定する旨、公表 (2015年3月頃銘柄公表予定)。
28日	◇企業会計審議会総会を開催。企画調整部会を廃止し、会計部会を設置し、IFRS の任意適用拡大や意見発信について検討を開始することを決定。
30日	◇日証協、「NISA (少額投資非課税制度) に関する Q & A」を改訂。金融機関等の変更等に係る記載の追加・修正等。
31日	◇金融庁、バーゼルⅢに係る流動性カバレッジ比率について告示を公布。2015年3月31日より施行。 ◇バーゼル委、最終規則文書「バーゼルⅢ 安定調達比率」を公表。 ◇OECD、BEPS プロジェクトの行動計画 7「恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止」のディスカッション・ドラフトを公表。

◇11月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014年 (H26)	12月1日	◇投資信託制度改革の適用開始。 ・投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。 ・投資法人における新投資口予約権の発行、自己投資口の取得が解禁。 ◇大口信用供与等規制の見直しの施行。
	12月31日	◇この日の財産状況に係る国外財産調書から、国外財産調書の不提出・虚偽記載について罰則適用開始。 ★直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税措置の適用期限。
2015年 (H27)	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。 ◇NISAの1年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に（2016年1月1日以後償還のものに限る）。 ◇国外証券移管等調書制度の導入。
	3月31日	◇この日以後終了事業年度の有価証券報告書より、役員の男女別人数・女性比率の開示が義務付け。 ★研究開発促進税制（総額型）の租税特別措置による控除限度額上乘せ（20%→30%）の適用期限。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	4月ごろ	◇会社法改正法の施行見込み。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	6月まで	◇日本版コーポレート・ガバナンス・コードの策定（予定）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ、年金生活者支援給付金が支給開始、公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮（注）。 ◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
	12月31日	★「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年 (H28)	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※2014年10月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。10月中に決定した事項は太字で記載。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。★印は平成27年度税制改正要望により関係省庁から制度の延長・恒久化等が要望されている事項。安倍首相は2014年11月18日に消費税率引き上げの1年半先送りを表明。赤字部分は現行法上、施行日が連動しているため、要注意。

◇今月のトピック

金融庁、金融所得課税一体化を要望

2014年10月23日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141023_009065.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		
預貯金等	源泉分離	—	

(出所) 金融庁「平成27年度税制改正要望項目」(平成26年8月)

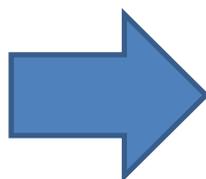
図表2 現物株式とデリバティブを併用した投資の例と税制(トータルで利益が出た場合)

<A社株式>

株価: 500円
3,000株購入
150万円で購入

<ミニ日経平均先物>

約定単価: 15,000円
1単位(日経平均株価×100円)の売り
(想定元本150万円分の売り)



<A社株式>

株価: 470円
3,000株売却
141万円で売却
(9万円の損失)

<ミニ日経平均先物>

13,000円で反対売買(買埋)
差金決済で20万円の利益

トータルでは11万円の利益だが、税制上は損益通算できず、ミニ日経平均先物の利益に対して20.315%(4万630円)課税される。

(注)説明の簡略化のため、手数料は考慮していない。

(出所)大和総研作成

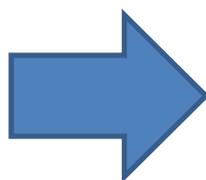
図表3 現物株式とデリバティブを併用した投資の例と税制(トータルで損失が出た場合)

<A社株式>

株価: 500円
3,000株購入
150万円で購入

<ミニ日経平均先物>

約定単価: 15,000円
1単位(日経平均株価×100円)の売り
(想定元本150万円分の売り)



<A社株式>

株価: 540円
3,000株売却
162万円で売却
(12万円の利益)

<ミニ日経平均先物>

17,000円で反対売買(買埋)
差金決済で20万円の損失

トータルでは8万円の損失だが、税制上は損益通算できず、A社株式の譲渡益に対して20.315%(2万4,378円)課税される。

(注)説明の簡略化のため、手数料は考慮していない。

(出所)大和総研作成

図表 4 現行の教育資金一括贈与非課税制度の概要と金融庁等の要望

贈与者(贈与をする者)	贈与を受ける者の直系尊属(父母、祖父母など) <u>→直系尊属の条件を外すことを要望</u>
受贈者(贈与を受ける者)	30歳未満の贈与者の直系卑属(子、孫など) <u>→直系卑属の条件を外すことを要望</u>
贈与の方法	信託会社・銀行・証券会社等と教育資金管理契約を結び、専用の口座に資金を拠出し、管理する
教育資金管理契約への非課税拠出額の限度額	贈与を受ける者1人につき1,500万円まで (贈与する側の人数や金額については制限なし)
拠出できる期間	平成25年4月1日～平成27年12月31日 <u>→恒久化を要望</u>
贈与税の扱い	・専用の口座への資金の拠出時は贈与税非課税 ・専用の口座から支払われた資金は、下記の教育費に使い領収書等を金融機関に提出すれば贈与税非課税 (教育費に使われなかった金額および領収書を提出しなかった金額については30歳到達時等に贈与税の課税対象となる)
対象となる教育費	①学校等の授業料等②習い事の費用等③学校等の学用品等の3種。 ただし、②③は合計して上限500万円まで。 <u>→学割定期券などの交通費等を上記に含むよう要望(現行は含まれない)</u>

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【2日】

大口信用供与等規制の細則の見直し（案）②

～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案】「信用供与等」の範囲と額～

2014年8月11日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案）を公表している。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正（2013年銀行法等改正）に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直し案である。

そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案の内容を紹介する。第2回となる本稿のテーマは、「信用供与等」の範囲と額である。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、公募社債の追加など、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を拡大する旨提案している。

ただし、経過措置として、コールローン、清算機関に対する信用供与等（「貸出金」及び「出資」を除く）のうち当該清算機関が行う清算業務に係るもの、そして商工債については、当分の間、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、2014年12月1日から施行される予定である。

ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、施行を1年先送りすることができる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141002_009001.html

【3日】

大口信用供与等規制の細則の見直し（案）③

～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案】受信側グループの合算範囲～

2014年8月11日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案）を公表している。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正（2013年銀行法等改正）に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直し案である。

そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案の内容を紹介する。最終回となる本稿のテーマは、受信側グループの合算範囲である。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、受信側グループの合算範囲（「同一人」の範囲）を、議決権50%超の保有による形式基準に基づく子会社から、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大する旨提案している。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、2014年12月1日から施行される予定である。

ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、施行を1年先送りすることができる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141003_009007.html

【14日】

法律・制度 Monthly Review 2014.9

～法律・制度の新しい動き～

9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

9月は、G20 財務相・中央銀行総裁会議がオーストラリア・ケアンズで開催され、G-SIBs に対し破綻時のベイルイン債務を求めるかが議論されたこと（20日～21日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141014_009030.html

バーゼルⅢの初歩 第9回

バーゼルⅢでは、自己資本の質はどのように向上している？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第9回は、バーゼルⅢにおける自己資本の質の向上を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20141014_009032.html

【15日】

プレ・ヒアリング、待機期間など証券発行手続の緩和に関する改正

～2014年金商法改正関連シリーズ～

2014年8月、金融庁は、開示府令、企業内容等開示ガイドラインなどの改正を行った。これらは、2013年12月のリスクマネーWGの提言を踏まえたものである。

具体的には、①新規上場時に提出する有価証券届出書に記載する財務諸表の年数短縮（5事業年度分⇒2事業年度分）、②禁止される届出前勧誘に該当しない行為（いわゆるプレ・ヒアリングなど）の明確化、③「特に周知性の高い企業」による届出の効力発生までの待機期間の撤廃などが盛り込まれている。

①については、2014年8月20日から施行、②③については、同27日から適用されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20141015_009035.html

【16日】

バーゼルⅢへの対応状況（2013年末時点）

～モニタリング結果の公表（第6回）：内部留保の積立でクリア可能か～

2014年9月11日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で227である。

普通株式等 Tier 1 (CET 1) 比率に関しては、グループ 1 (Tier 1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関）) の 99% が最低所要水準（4.5%）を、98% が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。同じくグループ 2（その他すべての銀行（金融機関）) では、CET 1 比率につき、98% が最低所要水準（4.5%）を、90% が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）におけるリスク・アセット（自己資本比率計算における分母）は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ（バーゼルⅡベースと比

して) 8.3%、6.5%の増加が見られている。グループ1における最大の変動要因はトレーディング勘定の見直し(バーゼル2.5)であり、リスク・アセットを3.1%増加させるという結果が出ている。

レバレッジ比率に目を移すと、前回のモニタリング(2013年6月末時点)で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られた。そして、この兆しは、今回のモニタリング(2013年末時点)でも引き続き確認されている。

BCBSによると、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の8.8%(約19行)が、最低所要水準(Tier 1)と資本保全バッファの合計(8.5%)にG-SIBsサーチャージを上乗せしたTier 1比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率3%をクリアできないとされている。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング(2014年6月末時点)まで継続する可能性も考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141016_009040.html

【20日】

バーゼルⅢの初歩 第10回

バーゼルⅢでは、自己資本の水準はどのように引き上げられている？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第10回は、バーゼルⅢにおける自己資本の水準の引き上げを解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141020_009043.html

【23日】

金融庁、金融所得課税一体化を要望

～平成27年度税制改正要望②～金融庁(NISA関連以外)～

2014年8月29日、金融庁は「平成27年度税制改正要望項目」を発表した。本稿は金融庁の税制改正要望のうち、NISA関連以外の項目について解説する。

金融庁は、金融所得課税の一体化を要望している。具体的には、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等についても拡大することを要望している。

金融庁は、教育資金一括贈与非課税制度の拡充を要望している。具体的には、制度を恒久化し、贈与対象者について直系卑属(子・孫など)以外を含めるようにし、教育資金として認められる用途も拡大するよう要望している。

政府税制調査会の報告書で、法人税率引き下げの代替財源の候補の一つとして受取配当等の益金不算入制度の縮小が挙げられている。配当は税引後の利益から支払われるものであるため、法人の受取配当に課税すると、法人段階で同一の利益に法人税が二重に課税されてしまう。受取配当等の益金不算入制度はこの二重課税を調整する制度である。金融庁は、益金不算入制度の縮小は、更なる二重課税につながり、不合理だとしている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141023_009065.html

【24日】

法律・制度のミニ知識 約款（定型約款）の議論を探る
～民法改正要綱仮案で保留とされた約款関係～

法制審議会民法（債権関係）部会における民法改正の議論において、いわゆる約款についても検討されている。

2014年8月26日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」では、約款に関する部分は保留とされ、今後検討されることとなっている。

このレポートでは、最近、約款関係でどのような提案が行われていたかにつき、過去の部会の資料から紹介する。

民法で規定すべきと提案された約款（定型約款という用語を創設）の定義、その約款が契約の内容となるための要件、その約款の内容の開示義務、その約款の変更についての要件などが提案されていた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141024_009068.html

【27日】

バーゼルⅢの初歩 第11回
「資本保全バッファ」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第11回は、資本保全バッファの内容を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20141027_009073.html

◇10月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
週刊ダイヤモンド (11月1日号)	数字は語る— 実質ベースでマイナス金利 インフレに勝つためには リスクを取った運用が必要	是枝 俊悟
大和総研調査季報 (秋季号)	独立取締役は何を期待するか？ ～会社法と市場ルールの交錯の観点から～	横山 淳
Financial Adviser (11月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 44 インフレ下での資産運用	是枝 俊悟

◇10月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
10月16日掲載	コラム：定時株主総会は、何のためにあるのか？ http://www.dir.co.jp/library/column/20141016_009031.html	横山 淳
10月21日収録	大和スペシャリスト TV：IFRS 導入企業の財務諸表 http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/20291-102/	吉井 一洋